

筆界特定の申請が取り下げられた旨の公告  
下記の筆界特定の手續に係る申請は取り下げられたので、不動産登記規則第  
245条第4項の規定により、公告します。

令和7年2月14日 大阪法務局 筆界特定登記官  
記

筆界特定手續の表示

手續番号	令和5年第157号
対象土地	高槻市芥川町三丁目290番 同所 128番4